



富田林市若者条例の制定について



現在、富田林市では、少子高齢化や人口減少、コミュニティ意識の希薄化等による、地域活動の担い手不足などが喫緊の課題となっており、まちづくりにおける若者の積極的な活躍が求められています。

このため本市では、令和2年8月に開催した「未来の富田林をあなたと描く市民会議“Mira-ton+”」で参加者の皆さまから頂戴した意見を参考に、次代を担う若者が活躍できるまちづくりを推進するため、「富田林市若者条例」を制定しました。

本条例は、「希望・挑戦・未来」を合言葉に、次代への希望を抱く若者が中心となり、地域課題の解決やまちの魅力創出に挑戦し、未来の富田林が「誰もが幸せで、安心して暮らせるまち」となることを目的としています。

そのためには、主体となる「若者」の積極的な行動に加え、市民の皆さま・地域で活動されている個人・市と協力する企業などを含む「市民等」や、行政機関である「市」による様々なサポートが必要であり、相互の理解・協力が不可欠です。

若者がやってみたいと思ったことを実現できるよう、三者が連携・協働して若者のまちづくりへの参画を後押しすることで、みんなが笑顔で暮らせる富田林市を目指しましょう。



誰もが幸せで安心して暮らせるまち

若者

- ・地域への理解・関心を深める
- ・自主性を培い、まちづくりに積極的に参画する。

市民等

- ・地域に関する情報を提供
- ・若者の活動に対する協力・支援

三者の連携・協働

市(行政)

- ・市政等に関する情報を提供
- ・「若者」「市民等」を繋ぐ
- ・施策策定や財政措置